

I. ある財の需要曲線が $P = -2Q + 20$ 、供給曲線が $P = Q + 5$ で描かれるとしよう。ただし、 P は財の価格、 Q は財の数量である。この財の市場は完全競争均衡の状況にあるとする。以下の設問について計算過程と答えを解答欄に記入しなさい。計算過程が誤っていた場合は答えが正しくても不正解とする。(各4点)

- (1) 均衡価格を求めなさい。
- (2) 均衡数量を求めなさい。
- (3) 消費者余剰を求めなさい。
- (4) 生産者余剰を求めなさい。
- (5) いま、1単位当たり3の従量税が課税されたとしよう。課税により発生する超過負担を求めなさい。

II. 以下の設問について適切な記号をひとつだけ解答欄に記入しなさい。(各4点)

(1) 以下の文章の中から誤った記述がふくまれているものを選択しなさい。

あ. 厚生経済学の第2基本定理とは、効用可能性曲線上のあらゆる点は、ある個人から他の個人に再配分することで達成可能であるというものだ。

い. 課税の超過負担は、ランプサム・タックス(定額税)と所得税、消費税などを課税したときの効用水準の差ないし税収の差として計測できる。

う. 厚生経済学の第1基本定理とは、ある条件のもとでは競争経済が効用可能性曲線上のあるひとつの点(パレート最適)を実現するというものだ。

え. 最小犠牲説とは、税負担による犠牲の絶対量を均等にするという考え方だ。

(2) 以下の文章の中から正しいものを選択しなさい。

あ. 垂直的公平とは、所得が2倍になると税負担も2倍とするという考え方だ。

い. 課税の超過負担は、平均的な税負担を超える部分のことである。

う. 現代の租税原則は、公平性、効率性、明確性に集約される。

え. 水平的公平とは、等しい経済力をもつ人々を等しく取り扱うものだ。

(3) 比例所得税を課税した場合の労働供給の変化について正しい選択肢を選びなさい。

あ. 労働供給は必ず増加する

い. 労働供給は必ず減少する

う. 労働供給は、変化しない

え. 労働供給が変化するかどうかは、所得効果と代替効果の大小関係に依存して決まる。

(4) 次の文章の中から正しいものを選択しなさい。

あ. 代替効果は、消費者の予算制約線を平行移動させる。

い. 代替効果は、消費者の無差別曲線を回転させる。

う. 所得効果は、消費者の予算制約線を平行移動させる。

え. 所得効果は、消費者の予算制約線を回転させることになる。

(5) 以下の文章の中から正しいものを選択しなさい。

あ. 利潤動機にもとづく企業の投資は、投資収益の純将来価値が正であるときにおこなわれる。

い. 利潤動機にもとづく企業投資は、投資収益の純現在価値が負の値をとるときにおこなわれる。

う. 利潤動機にもとづく企業投資は投資収益の純将来価値が負の値をとるときにおこなわれる。

え. 利潤動機にもとづく企業の投資は、投資収益の純現在価値が正の値をとるときにおこなわれる。

Ⅲ.以下の文章の空欄(1)～(10)に当てはまる語句を解答欄に漢字ないしカタカナで記入しなさい。(各4点)

(1)は、担税力の指標としては、所得よりもむしろ(2)が望ましいとする考え方である。(1)の代表的な著作には、(3)の「An Expenditure Tax」(1955年)がある。(3)は、「人々が共同のプールから汲み取る量に応じて彼らに課税するもので、彼らはそのプールに注ぎ見込む量に応じて課税しようとはしない。・・・中略・・・多く労働し、しかも自分の労働の果実をたくわえ、わずかしか費消しない人が、怠惰な生活をし、わずかしか稼がず、そして稼いだものはみな費消してしまう人よりも、より大きな負担を負わされねばならぬのか」として述べている。このように課税対象としての(2)の優位性を強調したうえで、(3)は、(4)税として支出へ課税することを提案した。つまり(2)税のように間接税として事業者に納税義務を課すのではなく、消費者に一年間の(2)支出額を申告させて、その支出額に応じて、累進税率表を課すべきだとした。この(3)の提案にしたがった税制改革は、実際にスリランカとインドで実行されたのだが、すぐに廃止されてしまった。その最大の理由は、税務当局が個人の(2)支出額を確かめる方法がなかったところにある。この(3)が考えた(1)は、古典的(1)とも呼ばれている。

(1)に再び脚光が当てられるのは1970年代に入ってからのものである。1978年に発表されたイギリスの(5)委員会報告『(4)税の構造と改革』は、(1)の採用を検討した報告書として有名である。(5)報告で検討された(1)は、個人の申告した(2)に応じて(4)税として課税する古典的な(1)ではなく、

所得マイナス(6)＝(2)

で求めた(2)に課税する現代的な(1)である。これは、税務当局にとっては、個人の(2)を捕捉するよりも所得と(6)を捕捉する方が容易であることに着目したものだ。現代的(1)では、(6)に関して(7)口座を設け、(7)口座の残高の増加を課税ベースから控除し、(6)残高の減少を課税することになる。したがって、負債の返済、利子支払は(6)として控除され、借入金の受取や(6)の取り崩しは課税されることになる。さらに、事業用資産の購入は控除され、当該資産からの収益は課税されることになる。(5)報告では、このように所得マイナス(6)で求めた課税ベースに課税する包括的(1)か、あるいは大多数の納税者については(8)税(VAT)を適用し、高額の支出をおこなっている納税者については、追加的な(1)を適用するという(9)(1)(two tier expenditure tax)の選択を勧告した。

この(1)を採用することのメリットとしては、事業所得の算定が簡単になること、所得の(10)措置が不要になるといった点が指摘されている。事業所得の算定にあたっては、現行税制のもとでは複雑な減価償却制度を適用する必要があるが、(1)のもとでは、償却資産は全額、すぐに経費として控除すればよいことになる。キャピタル・ゲインも再投資される場合には非課税となる。所得の(10)措置というのは、累進的な所得税制度のもとで必要とされているものだ。たとえば、作家やスポーツ選手のように所得の変動が激しい職業の人たちは、累進課税制度のもとでは不利となる。(1)のもとではこの(10)措置の必要性はほとんどない。

(2)は所得よりも生涯を通じて変動が少ないと考えられるからだ。

IV. 以下の文章の空欄(1)～(10)に当てはまる語句を解答欄に漢字で記入しなさい。(各2点)

法人の捉え方には、法人(1)説と法人(2)説という2つの異なる考え方がある。法人(1)説とは、法人を独立の法的人格を認められた実体として捉え、経営者によって運営される独立の意思決定単位であり、法人自体が(3)力をもつという考え方である。一方、法人(2)説とは、法人を株主の集合体として捉え、法人自体には(3)力はないとする考え方だ。法人(2)説を採用する場合には、法人税はあくまでも個人(4)の前払いとして捉えられる。法人(2)説にしたがえば、法人段階で課税せず、個人株主に法人所得が分配された段階で課税すればよいのだが、現実には個人段階で課税するよりも法人段階で課税するほうが徴税コストの面でも有利なため、(4)の源泉徴収として法人税を位置づけ、個人段階での配当への課税の際に、個人(4)と法人税の間での(5)課税を調整する措置が必要とされることになる。

これに対して、法人(1)説のもとでは、個人(4)と同様に法人にも累進税率表を適用すべきだという考え方が正当化されることになる。現行税制においても、中小企業に対しては軽減税率が適用されている。中小企業の株主が大企業の株主よりも高所得者であるとは限らないため、中小企業への優遇措置は、法人自体が(3)力を持つという(1)説のもとでしか成り立たないものとなる。

法人税は、財務省による定義では(6)税に分類され、納税義務者である法人が負担するものと考えられている。しかし、実際には法人税の負担は他の誰かに移転されている可能性が高い。この税法上の納税義務者が税負担を他の人々に移転することを経済学では、(7)(Shifting)と呼ぶ。(7)された税負担の最終的な落ち着き先は、(8)(Incidence)と呼ぶ。

法人税の負担は、次の3つ経路を通じて消費者、従業員、株主のいずれかに(8)することになる。

- ①生産物価格への(7) 消費者に(9)
- ②賃金の切り下げ 従業員に(10)
- ③配当の減少 株主へ(10)

第1の経路は、生産物価格への(7)を通じて、法人税の負担を消費者に(7)するものだ。この消費者への(7)は、(9)と呼ばれる。第2の経路は賃金の切り下げを通じて、法人税の負担を従業員に(7)するものだ。この従業員への(7)は(10)と呼ばれる。第3の経路は、配当の減少を通じて、法人税の負担を株主に(7)するものだ。この株主への(7)も(10)と呼ぶ。かりに法人税が製品価格に(7)されるなら、法人税は(6)税ではなく、間接税であると考えられることになる。

解答例

I. 各4点

	計算過程（計算過程が間違っている場合は、不正解とする）	答え
(1)	$-2Q+20=Q+5$ $P=Q+5=5+5=10$ $3Q=15$ $Q=5$	10
(2)	$-2Q+20=Q+5$ より $Q=5$	5
(3)	$(20-10) = 10$ $10 \times 5 \div 2 = 25$	25
(4)	$10-5=5$ $5 \times 5 \div 2 = 12.5$	12.5
(5)	$-2Q+20=Q+8$ $P=4+5=9$ $12-9=3$ $3 \times 1 \div 2 = 1.5$ $3Q=12$ $P=-2Q+20$ $5-4=1$ $Q=4$ $=-8+20=12$	1.5

II 各4点

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
え	え	え	う	え

III 各4点

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
支出税	消費	カルドア	直接	ミード
(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
貯蓄	適格	付加価値	2段階	平均化

IV 各2点

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
実在	擬制	担税	所得税	二重
(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
直接	転嫁	帰着	前転	後転